

受付番号 第 号  
2013年2月28日  
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員  
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号3番 答弁者 市長

質問事項 総合計画、基本構想の策定と議会の関わりについて

《質問要旨》自治体の総合計画は、1969年の地方自治法改正、つまり第2条第4項「市町村は、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め」の規定に基づいて策定が義務付けられた。だから、市町村のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となるものである。

総合計画は、通常、

長期のまちづくりのビジョン(目指すべき将来都市像)を示す基本構想、

それを実現するための施策を定める長期の基本計画、

基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画

この三つの計画で構成されている。

ところが、国の地域主権改革のもと、2011年H23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、法律上の策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなった。

1. 策定義務がなくなったとはいえ、山県市は「総合計画及び関連部分」を策定する必要があると考えるが、どうか。

2. 執行機関としての市長と議決機関としての議会の関係において、法律上の議決義務がなくなったとはいえ、「総合計画及び関連部分」を議会に議案として付す必要があると考えるが、どうか。

3. 従来、山県市においては、総合計画、基本構想、基本計画、実施計画は、それが実質的にすべて策定されてから議会に初めて示されてきた。だから、修正の余地もなく、議会は単に質問するだけで、示されてから1か月後あたりに議決するだけの追認機関となっている。

この点に関して、策定中からの議会との協議の必要性を認識、痛感する議員は少なくない。

今後は、総合計画、基本構想、基本計画、実施計画等につき、その策定中から議会との協議を進めるシステムとすべきと私は考えるが、どうか。

4. 上記3点、その他を含めて地方自治法96条2項に基づく議決条例を定めてはどうか。  
以上

地方自治法 第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。(略) ○2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。